

高齢者虐待援助のシステムの取り組みに関する一研究

別府大学文学部助教授 江原 勝幸

I. はじめに

ここ数年、「児童虐待」という言葉は新聞やテレビのニュースなどで連日のように取り上げられている。しかし、そこで取り扱われる記事は（センセーショナルな場合を除き）、その言葉の持つ深刻さや悲惨さと反比例するかのように次第に小さくなってきている。深刻でない虐待される子どもの存在に対して世間の反応は鈍化傾向にあり、児童虐待が一般化する社会になってきている。2000年11月20日に施行された児童虐待防止法では、「児童虐待を受けた児童を発見した者は、速やかに、これを福祉事務所又は児童相談所に通告しなければならない」と規定されている（第6条及び児童福祉法第25条）。虐待が疑われる場合、子どもの健全育成を支える専門職従事者は勿論、家族・親類・隣人・地域住民は公的な専門援助機関に通報する義務がある。その通報を受けることで、虐待という表面化しづらい問題に焦点が当たり、援助活動が開始される。問題解決に向けて専門機関や相談援助の専門家が関わり、閉鎖的な家庭内（又は施設）の一方的な身体的・精神的な暴力に支援・介入が行われる仕組みである。都道府県に必置され、児童やその家庭・家族の相談・調査・判定・指導・保護などを主な業務とする児童相談所（児童福祉法第15条）は、被虐待児童の権利や生活安定を保障するために必要な中核的・専門的相談援助の行政機関である。児童相談所を中心、福祉事務所、保健所、学校、施設、医療機関などが連携し、児童虐待の発生の予防から実際の相談援助・保護にいたるまで公的機関の専門援助者が対応するシステムが各地で法的・制度的に整備されている。

では、「高齢者虐待」の問題に対する対応はどうか？虐待される高齢者が自らの状況を客観的に把握し、適切な制度やサービスを積極的に活用できるであろうか？活用する援助機関が地域に存在するのだろうか？要介護や痴呆など生活全般で依存している高齢者は、被虐待児童と同様に第三者の介入が不可欠である。児童虐待の場合、通報義務や公的援助機関などシステムが確立されているポイントをまず抑えておく必要がある。高齢者虐待に関しては、老人福祉法等関連する法律に虐待援助を規定する項目は一切ない。当然、虐待の疑いに関する通報を受け、援助活動を行う専門の相談機関も制度的に設置されていない。児童虐待と比べ、高齢者虐待の問題は我が国においてはまだ一般的な認識を得たとは言い難い。実際にはかなり深刻な身体的・性的虐待ケースをはじめ、経済的な搾取や心理的な虐待は相当数にのぼると思われる。この虐待の現状に関して、全国レベルの調査がなされていない現状であり、マスコミも積極的に取り上げようという姿勢はみられない。

高齢者虐待問題に対し、先駆的に取り組んでいるアメリカの現状と課題は、我が国の高

高齢者虐待を考える上で非常に参考になると思われる。筆者は、カリフォルニア州のサンタクララ郡に設置されている公的な成人虐待保護機関（Adult Protective Services、以後APS）に1年間に渡り実際に高齢者虐待援助の専門ソーシャルワーカーとして相談援助活動に従事した経験がある。アメリカ全州で何らかの高齢者虐待援助に関する法律があり、専門の虐待援助機関が設置され、虐待の被害にある高齢者を積極的に援助・保護するシステムが構築されているアメリカの取り組みを解説し、その取り組みや課題から我が国の高齢者虐待支援のあり方を中心に論を進めたい。

II. アメリカにおける高齢者虐待の問題化

医療的に説明のつきにくい怪我や傷で運び込まれる児童の増加から、医師らが身体的虐待を問題提議していったことを発端に、1960年代にアメリカで家族や親類などから虐待を受ける児童が社会問題化した¹⁾。1970年代初頭、連邦及び州政府は児童虐待に関する法律を早急に作り、児童虐待の専門保護機関（Child Protective Services、以後CPS）を設置することでこの問題に即座に対応した。CPSは児童虐待に関する通報を受理し、他の関連機関と連携を取りながら虐待の援助・保護活動を積極的・専門的に行う第一線の行政機関である。現在では、CPS主導の事後的な援助や保護活動だけでなく、予防や啓蒙活動などの児童虐待防止対策に国を上げて本格的に取り組んでいる。

児童と同様、高齢者に対する虐待は、誰かが虐待の事実を明らかにし、何らかの介入が行われな限り、その状況は表面化することなく虐待が繰り返される傾向にある。児童虐待と同じように法的な援助・保護手段の必要性は非常に高いが、高齢者虐待対策の最先進国であるアメリカでもその対応は十分とは言えない。高齢者虐待（Elder Abuse）という言葉が初めて米国議会で公式に報告されたのは、1978年の配偶者虐待問題小委員会公聴会であった²⁾。児童虐待に次いで社会的問題となった家庭内暴力や配偶者に対する虐待の調査研究を進めるうちに、高齢者世帯にも虐待・被虐待の関係があることが明らかになったのである。つまり、最初から高齢者に対する虐待が問題視されたのではなく、たまたま配偶者虐待の中から問題が生じたと言える。

勿論、実践者の間では高齢者虐待に対して個人レベルの援助は以前から行われていたが、若者中心文化に移行した1960年代以降のアメリカでは、研究者や一般市民にこの問題に対する関心は極めて薄かったと言えよう。高齢者虐待の専門的研究活動の萌芽は、1979年に行われたボストン市の本格的な虐待実態調査にみられる³⁾。この調査で在宅高齢者の虐待問題の深刻さが浮き彫りになり、研究者の間で高齢者虐待に対してさまざまな論議が行わ

¹⁾ Schene, P. & Ward F. S. (1998). The Relevance of the Child Protection Experience. Public Welfare, Spring 1998, 16.

²⁾ 多々良紀夫『老人虐待』筒井書房（1994）p.3

³⁾ Shapiro, J. P. (1992, January 3). The Elderly are not Children. U.S. News & World Report, 26-28.

れるようになった。1981年の米国下院高齢者対策特別委員会「高齢者虐待：隠された問題の検証」では、65歳以上の者の25人に1人は中度から重度の虐待の被害を受けており、6件中5件はどこへも通報されずに放置されていると報告された⁴⁾。同委員会「高齢者虐待：10年間の恥辱と怠慢」（1990年）では、全国的な高齢者虐待の増加を指摘し、20人に1人の高齢者が虐待の被害にあっていると指摘した。また、CPSには虐待3件中2件の通報があるのに対し、APSには虐待8件中1件の通報しか行われていない点も明らかになった⁵⁾。このことことは、一般的な高齢者問題に対する意識の低さを如実に表しているといえよう。

III. 高齢者虐待法の設置と専門援助機関への通報制度

ボストン市の調査以来、本格的な虐待調査や研究が進められ、高齢者虐待問題に対応する法整備の声は高まった。児童虐待保護法の制定に従い、ネブラスカ州とノースカロライナ州は1973年に高齢者虐待保護法を制定している⁶⁾。だが、大半の州では一般市民の高齢者虐待に対する反応の低さなどから法律の制定は遅れた。だが問題を放置しておくには限界があり、現在50全ての州と3自治区で高齢者虐待法が整備されている。ただし、通報義務制度や専門相談機関の設置を実施していない州もあり、州によって法律の内容は相当異なる点は課題として残る。

州独自の高齢者虐待法制定で一応の対応が見られたが、連邦政府は児童虐待の場合と異なり、現在でも全米で共通する虐待防止法を持たない。国家レベルでは、高齢アメリカ人法（Older Americans Act）の中のタイトルVIIIに基づく高齢者虐待防止プログラムに高齢者虐待の定義と市民教育活動への予算配分について明記してあるにすぎない。複雑な要因から起こるといわれる虐待問題に単発的に対応するだけでは不十分であり、教育、予防、相談、援助、保護、アフターケアにいたる総合的な取り組みが欠かせない。しかし、国家的な包括的支援制度の制定はいまだに行われていないのが現状である。この点において、政府や国民の持つエイジズム - 高齢者に対する差別や偏見 - の影響が強いという指摘もある⁷⁾。高齢者虐待の先進国と言われているアメリカでさえ十分な対応が国家レベルのシステムとして出来ていない点に注目する必要がある。

州によって内容が異なるため、カリフォルニア州を一例に高齢者虐待法と相談援助機関APSについて解説する。カリフォルニア州の場合、高齢者の虐待法（the Welfare and

⁴⁾ U.S. Congress, House Selected Committee on Aging. (1981). Elder Abuse: An Examination of a Hidden Problem. (Committee Publication No. 99-19). Washington, DC: U.S. Government Printing Office.

⁵⁾ U.S. Congress, House Selected Committee on Aging. (1990). Elder Abuse: A Decade of Shame and Inaction. (Committee Publication No. 101-752). Washington, DC: U.S. Government Printing Office.

⁶⁾ Meagher, M. S. (1993). Legal and Legislative Dimensions. In Byers, B. & Hendricks, J. E. (Ed.), Adult Protective Services: Research and Practice. (p. 93). Springfield, Illinois: Charles C Thomas Publisher.

⁷⁾ Novak, M. (1997). Issues in Aging: An Introduction to Gerontology. p. 3-21, New York: Longman.

Institution Code sections 15600-15650)⁸⁾は1980年代初期に成立した。全米でも比較的早期に法的対応を行った州のひとつと言える。特徴としては、まず法律で身体的・精神的・経済的虐待及びネグレクトについて定義がなされている。アメリカ人高齢者法では規定がないが、自らの生命・生活維持に関してNeglect(放任)する自己ネグレクトも虐待の一つの種類であると明記されている点が特徴である。次に、高齢者だけでなく依存性の高い成人(Dependent Adults)も含めた法律である点も注意したい。法律で、18歳以上の全ての成人に関する虐待を援助していくというのではない。基本的に、自分にふりかかる虐待に対して、解決に必要な行動が自らとれることを成人州民に前提として求めている。恋人や夫の身体的暴力などに被害を受けている成人に虐待の法律で援助・保護の介入は行わない。自分ひとりで解決することが困難な場合でも、成人として警察やドメスティック・バイオレンスの適切な相談援助機関に必要な支援を求めることができるとみなした法的解釈である。ただし成人の中でも、精神的な問題などで警察や適切な機関との連絡・援助を求めることが自ら出来ない者に限って「依存性の高い成人」として法的に保護しようというものである。65歳以上の高齢者の場合、依存性が高い・低いは一切問わず、全ての高齢者がこの法律の対象者となることも高齢者虐待の普遍性を表わしている。

カリフォルニア州をはじめ全米全州の虐待法の大きな特徴として、虐待ケースの発掘や援助に不可欠なAPSへの通報制度を設けている点がある。しかし、通報する虐待の種類や通報者の範囲は各州で相当異なる点も注意が必要である。例えば、医師が患者の身体的な虐待の疑った場合、ある州ではAPSへの通報は「任意」であるのに対して、他州では「義務」付けられる。多くの州では高齢者に対する医療・保健・福祉などの専門職従事者に通報を義務付けているが、児童虐待のように、通報義務を一般市民にも課している州は極わずかである。カリフォルニア州の場合、高齢者及び依存性の高い成人を対象として専門的技術を持って援助を行う従事者は、業務上虐待の可能性を見たり、聞いたりした場合、APSに通報しなければならない。これを怠った場合、罰則規定が設けられている。ただし、通報義務の虐待の種類は身体的虐待(及び性的虐待)に限定されおり、それ以外の虐待は「報告してもよい」というあいまいな表現で法律に明記されている。実際のAPSに勤務した経験では、心理的虐待、経済的な虐待、ネグレクトなどの方が報告数は多かったが、これらの虐待は通報者の自由意思によって行われる。ただしAPSは、虐待の種類を問わず通報のあったケースについて必ず援助活動を検討しなければならない。

IV. 高齢者虐待の相談援助体制とソーシャルワーカー

サンタクララ郡のAPSは、18歳以上64歳未満の依存性の高い成人を取り扱うユニットと65歳以上の被虐待者の問題を取り扱うユニットで構成されている。サンタクララ郡全体

⁸⁾ West. (1986). West's Annotated California Codes: Welfare and Institutions Code Section 5000 to 9999. (pp. 780-785). St. Pual: West Publishing.

の人口は約165万人、高齢化率は10.2%である(1999年)⁹⁾。郡のAPSには合計で16名のソーシャルワーカーが勤務し(各ユニット8名ずつ)、各ユニットにスーパーバイザーが一人ずつ置かれている。全てのソーシャルワーカーはソーシャルワーク修士(MSW)の学位が最低求められ、ソーシャルワーク博士(DSW)の学位保有者も在籍している。MSWを保有し、5年以上のソーシャルワーク業務の経験を有し、州の行う資格試験によって認定される臨床ソーシャルワーカー(Certified Clinical Social Worker)の資格を有する者もいる。一般的にアメリカでソーシャルワークの業務に従事する場合は、MSWが最低限必要である。ソーシャルワーク学士(BSW)は事務的な作業などが中心になり、相談援助実践の前段階の学位としてとらえられている。虐待という深刻で複雑な問題を取り扱う同郡APSソーシャルワーカーが全員MSW又はDWSというのも当然かもしれない。サンタクララ郡の場合、人種的に多様な地域であり、スペイン語、中国語、ベトナム語を母国語とするソーシャルワーカーを配置し、人種面の配慮もなされている。

虐待の報告は電話で24時間(ただしワーカーの勤務時間以外は留守録音)受け付けている。その日当番のソーシャルワーカーがインターワーカーとして通報を受け、必要な情報を聞き出しながら対応する。その際、話しの内容から緊急的かつ深刻な身体的虐待やネグレクトのケースであると判断された場合、即座に警察に連絡をとり、介入するよう手続きが取られる。それ以外の場合、スーパーバイザーに虐待ケースとして報告する。スーパーバイザーはユニットの各ソーシャルワーカーの取り扱いケース数や言語・人種的なことを考慮し、通報ケースを割りふる。通報ケースを引き受けたワーカーは通報者と電話連絡を取り、可能な限り複数回の被虐待者や通報者と面接を行い、虐待の状況を調査しなければならない。その結果、虐待されていると認められる場合で、被虐待者が援助を望む場合にはじめてソーシャルワーカーの虐待ケースとして成立する。虐待が認められる場合でも、被虐待者が援助を望まない場合、被虐待者の判断能力が正常な場合は援助活動を行わない。その本人の自主選択を最大限に尊重する理由からである。精神的疾病、知的障害、痴呆など正常な判断ができないと評価された場合、適切な機関への連絡を行うことが優先される。そこでまず法的な手続き、施設入所・通所、医療処置などを行い、その上で他機関から虐待の相談援助が求められれば、必要な機関・組織と協働して援助介入を行うこともある。APSワーカー一人あたりの最大担当ケース数は月に36件以内と限定されている点も注意すべきポイントである。複雑で様々な要素から引き起こされる虐待問題を取り扱う援助者は、一般のソーシャルワーク業務よりも時間がかかり、ストレスをためやすいという報告がある¹⁰⁾。サンタクララ郡においてもAPSソーシャルワーカーの担当ケース数が他分野ワーカーの担当ケース数よりも低く押さえられている。この点は、虐待という特殊な問題を取り扱う業務の労力・専門性の高さを示している。

⁹⁾ <http://quickfacts.census.gov/cgi-bin/county?cnty=06085>

¹⁰⁾ Blunt, A. P. (1933). Financial Exploitation of the Incapacitated: Investigation and Remedies. Journal of Elder Abuse & Neglect, (5) 1, p.19-32.

虐待報告受理機関であるAPSの設置と専門的援助者であるソーシャルワーカーの活動が虐待の予防や援助に有効であるだろうか？そこで問題となるのはAPSワーカーの権限である。ソーシャルワーカーに家庭内虐待の強制的な権限は与えられていない。それは警察や司法が取り扱う問題であり、ソーシャルワーカーは援助利用者の生活問題改善の支持・補助役を行うのにすぎない。ケースによってはソーシャルワーカーが強力に介入することもあるが、虐待を受けているといっても、生活の主体者は誰かを常に念頭に置いて援助活動を行わなければならない。つまり役立つかどうかの問題は、利用者自身とソーシャルワーカーの能力や資質及びその関係による。必ずしも専門化の援助で改善するとは限らず、地域の社会的資源の不足で一向によくない場合もあるであろう。ただし、市民生活の虐待援助システムとして虐待の通報を義務化し、その通報を受ける専門機関があり、その援助を専門に行うソーシャルワーカーが存在するという制度上の仕組みは、高齢者の虐待問題改善に大きなメリットがあると言えよう。

ただ、システムが存在しているだけでは不十分である。市民に対する高齢者虐待問題の啓蒙や教育活動を積極的に行うことによって、虐待を引き起こす土壌・環境を少しでも減らすことは必要である。なにより虐待の早期発見が援助活動の最も有効で最も効果的な方法であり、家族や隣人及び医療・保健・福祉に従事する生活援助者が虐待問題を早期に発見し、必要であれば深刻化する前に通報機関に報告し援助活動を受けることが最も大切である。しかし、虐待の問題はなかなか早期には表面化しずらく、深刻になってはじめて周囲が気付くケースが圧倒的に多い。ここでキーパーソンとなるのが在宅生活支援を行う専門職従事者ではないだろうか。これらの者が高齢者虐待問題を教育・研修活動を通して学び、実際に問題を発見できる能力を身につける訓練が必要になってくる。そして虐待援助のソーシャルワーカーと連携し被虐待者をチームで援助するマネジメント技能も不可欠になってくる。APSソーシャルワーカーは自らの専門領域と能力の限界を自覚し、家族機能・能力や関連する援助機関のサービスやマンパワーを最大限活用して援助活動に役立てなくてはならない。専門的知識や技術を駆使して、必要な援助者・機関・サービス・プログラムなど地域資源をネットワーク化し、適切にマネジメントできる能力が求められる。

V. 我が国における虐待問題への提言

冒頭で述べたように、我が国の児童虐待に対する援助システムは児童相談所を中心に確立されており、それとは対照的に高齢者虐待の場合、法的にも制度的にもまったく確立されていない。確かに、都道府県に設置されている高齢者総合相談センターや市町村に設置されている在宅介護支援センターなどが公的相談機関が存在しているが、生活相談という形で設置されているに過ぎず、虐待問題を取り扱う専門機関ではない。一部、問題意識の高い援助団体や行政が虐待相談を受け付けてはいるが、地域的に限定された活動である。また、縦割り行政組織文化が顕著であるので、虐待に不可欠な異職種間の連携や協働は取り

づらいのが現実である。適切なマネジメントする必要があるが、権力意識が高いので社会的地位や影響力のある職種や個人が強いリーダーシップを発揮し、命令・指示に終わりがねない。どこに、誰に高齢者虐待問題の相談援助を求めたらいいのであろうか？

提言として、まず市町村に虐待を専門的に取り扱う機関を設置することを強調する。市町村の人口や高齢化率などから一概に言えないが、現存する制度を最大限に活用することを考えれば、都道府県及び市には義務必置され、全国に1198箇所¹¹⁾のぼる福祉事務所¹¹⁾を通報機関と位置付けることが現実的ではないだろうか。福祉事務所には、ソーシャルワーカーである現業員及び高齢者福祉を専門に扱う老人福祉指導主事が置かれている。しかし、ソーシャルワーク援助の教育を受けていない一般行政職員が役所内で配置異動される現業員や老人福祉指導主事では虐待問題を取り扱うには能力・資質不足である。虐待の相談援助を行うには最低限「社会福祉士」の国家資格を有し、相談援助活動経験者が望ましい。文系大学卒業者であれば通常問題なく資格任用され、「三科目主事」と呼ばれる形骸化した社会福祉主事任用資格ですら有資格者が64.3%に過ぎず¹²⁾、福祉事務所の相談援助を行うワーカーの一部にしか社会福祉士の有資格者がいない。

児童相談所の行政システムの問題点から学ぶことも多い。組織としての児童相談所は縦割り組織である。上司の命令なしに単独で援助活動を進めることは不可能であり、虐待援助に求められる柔軟な対応は期待できない。児童虐待防止法では、虐待で保護した子どもと親の面会を一時停止する権限を児童相談所長に与えている。しかし、親権に対して実際問題としてどこまでその権限を主張できるであろうか？児童相談所に所属するケースワーカーの能力や資質にも問題があるが、例え優れたワーカーでも一人当たり常時100件、新規ケースが年間一人あたり250件を超えるケースを抱える¹³⁾という現実では十分な対応を期待する自体無理がある。児童相談所が虐待を把握しているながら児童が親の虐待によって死亡するケースが絶えない。密室で進む家庭内の虐待状況を児童相談所長の指示で立ち入り調査する権限が児童虐待防止法で強化された。だが、児童虐待防止法施行後直後の愛知県武富町3歳児の育児放棄による餓死事件では、児童相談所が事態を把握しながら親のネグレクトによる子どもの虐待死を防ぐことが出来なかった¹⁴⁾。死に至るケースは虐待問題の氷山の一角に過ぎず、実は児童虐待は現在の行政システムでは十分対応できていない。

その問題を踏まえ、高齢者の虐待防止法では、現存の福祉事務所及び職員での適切な対応では無理である。福祉事務所内に高齢者虐待の専門ソーシャルワーカーを設置し、インテークからアセスメント・援助計画策定・介入・モニタリング・評価及びアフターケアを総合的に行う人材の確保が必要になる。多機関との連携も必要であり、個別援助技術だけ

¹¹⁾ 厚生省(監)『厚生白書 平成11年度版』ぎょうせい(1999) p. 402

¹²⁾ 東條光雅・冷水豊(編)『老人福祉論』メジカルフレンド社(2000) p. 108

¹³⁾ 磯谷文明・才村純「もっと早く子どもを救うために」『週間金曜日』2000. 2. 25. (304号) p. 11

¹⁴⁾ 社会27「焦って食事：姿焼き付く」『朝日新聞』2000. 12. 29.

でなくマネジメント能力も要求される。児童相談所のワーカーがさまざまな児童問題のケースを抱え、深刻な虐待問題に対応できないのであれば、やはりカリフォルニア州の例のように、ワーカー一人当たりのケース数を制限する必要があるであろう。高齢者虐待の全国規模の現状把握が十分行われていないので、ケース数をここで規定することは不可能だが、今後の研究課題として考えていきたい。

そして、通報を義務化する制度も必要である。児童福祉法のように明文化されているが、誰がどの程度・種類の虐待を報告するかまったく規定がなく、義務違反に対する罰則規定もない法律ではあまり意味がない。高齢者の虐待防止法では、通報義務に反する行為をした場合の罰則規定が必要であり、通報義務の対象をどこに規定するかもポイントとなる。少なくともカリフォルニア州の法律のように、医療・保健・福祉に従事する専門職者には義務化し、その他一般の地域住民には通報を促す努力が必要である。そのような教育・啓蒙活動は虐待の予防にも大きく貢献するであろう。医師・歯科医師・看護婦(士)・保健婦(士)・PT・OT等リハビリ関係者など医療・保健の専門職やホームヘルパー・ソーシャルワーカー・介護支援専門員など福祉の専門職となる。専門職従事者で隠れた虐待問題を発見するキーパーソンとなるのは我が国の場合、在宅の直接処遇活動を行うホームヘルパーや地域に根付いた生活問題を把握する民生委員であろう。早期発見が早期解決につながるという原則に従えば、虐待がまだ早期の段階で、ホームヘルパーや民生委員が問題として捉えられる力量が必要になる。しかし、ホームヘルパーの養成に虐待問題を個別に取り扱う単元は1級ヘルパーでも現在は設けられていない。さらに、民生委員にいたっては民間のボランティア的要素が強く、ほとんど専門的な訓練を経ずに委任される現状である。これでは早期に虐待問題を発見することは困難であろう。通報義務化に伴い、虐待問題の総合的な学習機会を提供する必要がある。学習プログラムの設定も今後の課題であろう。

通報機関の設置、専門援助者の配備、報告義務化制度など高齢者虐待のプログラムは包括的に行われる必要があり、虐待問題援助法の制定が不可欠である。児童虐待防止法の対象を高齢者まで拡大して総合的な虐待防止法とするのか、対象者別に高齢者虐待防止法とするのか論議を深めていく必要がある。いずれにしても法律の中でプログラムやサービスを制度化し、市町村独自の状況によって柔軟性を持たせるにしても、高齢者虐待問題に全国的・普遍的に対応する必要がある。そして情報を一括的に集約し、虐待予防・援助活動に役立てるためにも都道府県レベルで情報集約センター的機能を持った機関が必要になる。行政機関内に設置すると柔軟性に欠け、実質的な対応で機能しづらいため、アメリカの全米高齢者虐待センター(National Center on Elder Abuse)¹⁵⁾のような研究・調査の財政支援を受けた第三機関を設置する必要がある。カリフォルニア州では在宅と施設で虐待問題の対応を区別しているが、我が国の場合、区別せずに福祉事務所内の専門ソーシャルワーカーが当たる方が現実的である。その際に、福祉事務所の規模によっては在宅ユ

¹⁵⁾ <http://www.elderabusecenter.org/>

ニットと施設ユニットの二つに分けて業務分担を行う方法は、専門性をより高める意味からも効果があろう。

VI. おわりに

以上、アメリカで行われている先駆的高齢者虐待の援助システムを見直し、児童虐待防止法が実施されている児童虐待の取り組みや問題点から、我が国の高齢者に対する虐待援助の制度的方向性を示した。

アメリカの場合、公的な援助機関 APS が設置され、通報制度も全ての州に取り入れられていることは評価できるが、国家規模の児童虐待の取り組みと比較すると高齢者に関する虐待援助プログラムはまだ十分とは言えない点を指摘した。我が国の場合、一部の実践者や研究者を除き高齢者虐待に対する関心が低く、法律や制度上の取り組みは始まっていない。それに対し児童虐待の場合、児童福祉法及び児童虐待防止法で児童虐待の通告や児童相談所を中心にした援助活動が法律で規定されており、児童虐待の予防、相談援助、保護、予後に至る行政主導のシステムの援助ネットワークが一応確立している。しかし、行政の縦割りのトップダウン組織の閉塞性、他機関との形骸化した連携・関係、相談援助専門職の膨大な担当ケース数など我が国の児童虐待援助のシステムは構造的機能不全状態にある。

これから求められる高齢者虐待に対する取り組みは、児童虐待対策の問題・課題を検討し、実践者・研究者主導の地域におけるボトム・アップ的な援助システムでなければならない。安易に既存の行政主導システムに追加的に高齢者虐待援助が取り組まれるとしたら、虐待援助に不可欠な柔軟性・協働性が欠けた、中身の薄い「形だけのシステム」になる危険性が非常に高いことを最後に強調しておきたい。